

平成29年度 県立保健所管内病院立入検査の方針等

- 1 検査日程 平成29年9月 ～ 平成30年1月
- 2 対象施設 県立保健所管内 79病院（長崎市、佐世保市は除く）
- 3 検査方針
 - (1) 実施体制
管轄保健所職員、県庁医療政策課職員による合同検査
 - (2) 検査項目
 - ア 重点項目
 - ◎診療放射線技師及び臨床検査技師の特定行為について
(別紙の自主チェック票配布と確認)
 - ・ブランチラボについて（様式4-2の13に体制確認の追加）
 - イ 注意確認項目
 - ・死亡診断書の記載（死亡患者カルテ確認）
 - ・医療法施行規則の一部改正に係る医療安全等項目
 - ・医師法、薬剤師法に係る処方せんの記載（院内処方）
 - ・身体拘束に係る同意書と実態の確認（一般・療養）
 - (3) その他
「担当指摘」結果についても「別添」で文書配布
- 4 様式変更 大きな変更点は下記の3点。各様式で説明文言等の一部修正あり。
 - (1) 「第1表 施設表」の(15)設備概要に35.滅菌装置(オートクレーブ等)の有無の追加
 - (2) 様式4-2 「13 検体検査の体制」の追加
 - (3) 常勤・非常勤医師(歯科医師)(様式1)、直近1年間の患者数調(様式2)及び処方箋枚数調(様式3)の期間を平成28年8月から平成29年7月までに変更

※7月10日より下記の県ホームページで様式公開
県ホーム(分類で探す)
福祉・保健 > 医療 > 病院・診療所の手続き > 県立保健所病院立入検査関係様式
- 5 その他 医師に係る基準日 平成29年7月24日(月)～30日(日)の1週間
他従事者の基準日 平成29年7月24日(月)

－平成29年度 病院立入検査重点項目－

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、診療放射線技師法及び臨床検査技師法の一部が改正されました。

改正により下記の行為が可能となりましたが、養成課程において教育を受けていない診療放射線技師及び臨床検査技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、研修を受ける必要があるとされています。（法令等により研修受講を義務付けられているものではない）

つきましては、貴施設の対応等について裏面の自主チェックをお願いします。

記

診療放射線技師

1 造影剤の血管内投与に関する業務

- (1) CT検査, MRI検査等において医師又は看護師により確保された静脈路に造影剤を接続すること及び造影剤自動注入器を用いた造影剤投与を行う行為
- (2) 造影剤投与終了後の静脈路の抜針及び止血を行う行為

2 下部消化管検査に関する業務

- (1) 下部消化管検査に際して、カテーテル挿入部（肛門）を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入する行為
- (2) 肛門より挿入したカテーテルより、造影剤及び空気の注入を行う行為

3 画像誘導放射線治療（image-guided radiotherapy : IGRT）に関する業務

- (1) 画像誘導放射線治療に際して、カテーテル挿入部（肛門）を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入する行為
- (2) 肛門より挿入したカテーテルより、空気の吸引を行う行為

臨床検査技師

1 検体採取

- (1) 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- (2) 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- (3) 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- (4) 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- (5) 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

2 生理学検査

- (1) 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)
- (2) 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

(自主チェックの方法)

下記設問について該当するようであれば、□にレ点(☑)又は人数の記入をお願いします。

また、本用紙は、立入検査事前提出書類と一緒に提出下さい。病院立入検査時に担当者の方等から現状と今後の取り組み等について確認をします。

1 診療放射線技師

- CT検査, MRI検査等において、医師又は看護師により確保された静脈路に造影剤を接続すること及び造影剤自動注入器を用いた造影剤投与を診療放射線技師が行っている。
- CT検査, MRI検査等において、造影剤投与終了後の静脈路の抜針及び止血を診療放射線技師が行っている。
- 下部消化管検査に際して、カテーテル挿入部（肛門）を確認の上、肛門よりカテーテルの挿入を診療放射線技師が行っている。
- 下部消化管検査に際して、肛門より挿入したカテーテルより、造影剤及び空気の注入を診療放射線技師が行っている。
- 画像誘導放射線治療に際して、カテーテル挿入部（肛門）を確認の上、肛門よりカテーテルの挿入を診療放射線技師が行っている。
- 画像誘導放射線治療に際して、肛門より挿入したカテーテルより、空気の吸引を診療放射線技師が行っている。

2 臨床検査技師

- 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものの採取を臨床検査技師が行っている。
- 表皮並びに体表及び口腔の粘膜の採取を臨床検査技師が行っている。
- 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿の採取を臨床検査技師が行っている。
- 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物の採取を臨床検査技師が行っている。
- 綿棒を用いて肛門から糞便の採取を臨床検査技師が行っている。
- 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査を臨床検査技師が行っている。
- 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査を臨床検査技師が行っている。

3 研修について

- 養成課程において教育を受けていない診療放射線技師及び臨床検査技師が研修を受講している。

	診療放射線技師	臨床検査技師
職員数	人	人
研修受講者数	人	人

以上